

令和7年第10回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会



1. 招 集 令和7年10月28日（火）午前9時30分
2. 開 会 令和7年10月28日（火）午前9時30分
3. 閉 会 令和7年10月28日（火）午前9時45分
4. 出席委員 池永 安宏教育長  
長谷川 深雪教育長職務代理者  
伊丹 香寿美委員  
中山 尚美委員  
般谷 恵秀委員  
甲斐 健委員  
秋山 深幸委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長・和久田寿樹 教育総務部長・高峯育 教育指導部長・井上成博 教育総務部次長・坂元智紀 教育総務企画課長・草野将明 まなび舎整備課長・飯田由治 まなび舎整備課長・花田睦美 まなび支援課長・佐野俊明 学校教育課長・出村公一 学校給食センター所長
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名  
日程 2 会議時間決定  
日程 3 議案第21号 交野市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則について  
議案第22号 交野市教育センター設置条例の一部を改正する条例について市長に意見を申し出ることについて  
議案第22号 交野市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について

## 7. 議事内容

坂元課長

皆さま、おはようございます。

それではただ今より第10回教育委員会定例会を開催いたしたいと思います。

教育長、本日の会議進行のほどよろしくお願いいたします。

池永教育長

はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願いします。

坂元課長

本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7名でございます。

同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

池永教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

池永教育長

ご異議がございませんので公開にいたします。なお、本日は傍聴希望がありませんので、このまま定例会を続けたいと思います。

それではただ今から、令和7年第10回教育委員会定例会を開催いたします。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長において長谷川委員を指名し

ます。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

池永教育長 ご異議がありませんので、本日は協議会も含め、ただ今から午前10時35分までといたします。

では、議案第21号「交野市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

それでは、所管課より説明をお願いいたします。

坂元課長 「交野市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則について」、提案理由をご説明させていただきます。

お配りした資料にあるとおり、令和8年1月13日から教育委員会事務局の事務所が青年の家から旧交野市立交野みらい小学校に移転することに伴い、所在地を「私部2丁目29番1号」から「郡津1丁目43番1号」に変更を行うものです。

ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

長谷川教育長職務代理者 もし何かわかればですが、移転までの具体的なタイムスケジュールがあれば教えてください。

坂元課長 今現在、小学校から事務所への建造物の認可申請を行っております。おそらく11月中には認可申請の許可が下りる予定となっております。併せて事務所として使用するために配線処置とか工事現在並行して進めております。また、電話器等の工事現在並行

して進めており1月13日には電話機等の設置工事が完成する予定となっております。引っ越しにつきましては令和8年1月10日から令和8年1月12日までを予定しております。それにより令和8年1月13日からは正常に事務が出来ると考えております。

池永教育長 他にいかがでしょう。

秋山委員 移転に関して、改修やいろんなかたちの工事は具体的にはどのようなになっていますか。

草野課長 工事については、大きく2つの意味合いの工事があります。先ほど坂元が申し上げましたとおり、学校用途から事務用途に変更になりますので、法的にクリアしないといけない部分があります。そのための工事を今現在契約も終わらせまして始めているところです。もう一点の工事に関しましては、環境を整えるということになりまして、法律ではなくて、例えば電話工事やICT工事や元の理科室を事務室にしますのでコンセントが足りなかったりするので、そういう環境を整える工事もありますので、大きな意味で2つの工事になります。

池永教育長 他にいかがでしょう。

中山委員 旧交野市立交野みらい小学校の校舎は二階建てですか。

坂元課長 三階建てです。

中山委員 使用は二階までですが、三階はどうなっていますか。

草野課長 旧交野市立交野みらい小学校の南校舎を使うかたちになりますが、その事務所、三階建てとしますとまた、掛かってくる法

律が増えますので、二階建ての事務所というところで用途申請をしております。三階は塔屋というかたちで階段室だけ上がれるようにするんですが、教室には行けないようにふさいでしまいますので、実質は二階建てプラス塔屋というかたちになります。三階は使わない入れないようにします。

中山委員            グレープが旧交野市立交野みらい小学校に同じく移転になると思いますが、そこに通う子どもたちには周知されていると思いますが、子どもたちの反応とか、少し位置が変わるので、例えば人数の増減はありますか。

佐野課長            まだ確定ではないので、今はまだ子どもたちには伝えていない状況です。決まった段階ではお伝えします。増減については今の状況ではわかりませんので、ただ環境が変わるということは大きなことですので、そこは丁寧に保護者も含めて進めていきたいと考えております。

池永教育長            他にいかがでしょう。

各委員                質疑なし

池永教育長            質疑なしと認めます。  
それではお諮りいたします。議案第21号「交野市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則について」、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

各委員                異議なし。

池永教育長            異議なしと認めます。よって、本件については、教育委員会において可決されました。  
次に、議案第22号「交野市教育センター設置条例の一部を改

正する条例について市長に意見を申し出ることについて」を議題といたします。

それでは所管課より説明をお願いいたします。

佐野課長 「交野市教育センター設置条例の一部を改正する条例について市長に意見を申し出ることについて」ご説明させていただきます。

交野市教育センターを現在地（交野市立青年の家）から旧交野市立交野みらい小学校に移転することに伴い、設置位置が変更されることとなりました。それに伴って「交野市教育センター設置条例」第2条中にある「位置」に記載のあった「私部2丁目29番1号」から「郡津1丁目43番1号」に変更するための一部改正について市長に意見を申し出ることを議決いただきますようお願い申し上げます。

池永教育長 説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

池永教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第22号「交野市教育センター設置条例の一部を改正する条例について市長に意見を申し出ることについて」原案のとおり市長に申し出ることにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

池永教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、市長に申し出ることといたします。

続きまして、議案第23号「交野市教育センター設置条例施行

規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

こちらは先ほどご審議いただきました議案第22号「交野市教育センター設置条例の一部を改正する条例について市長に意見を申し出ることについて」に関連する案件です。

それでは所管課より説明をお願いいたします。

佐野課長

「交野市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

社会教育分野の市長部局への移管に伴い、交野市教育センター設置条例施行規則第2条中第3号「生涯学習活動の振興に関すること。」を削り、第4号「本市の教育政策立案の上で参考となる資料の作成に関すること。」を第3号とし、第5号「教育にかかわる資料の収集及び保存に関すること。」を第4号とし、第6号「その他、教育事務にかかわる諸活動の支援に関すること。」を第5号に変更するとともに、併せて、執務時間の変更に伴い、第6条中午後5時30分を午後5時とする施行規則の一部改正について議決いただきますようお願い申し上げます。

池永教育長

説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

秋山委員

時間の方も変わってですが、今後教育センターの機能について、例えば、新たなかたちで何か展開を考えておられるのか、従来のものを同じようなかたちで計画されているのか、そのへんをお伺いします。

佐野課長

今回につきましては、移転に伴ってですので、今の機能はそのまま移管するというかたちで考えております。執務時間は市の方も執務時間の変更もございますので、5時になったと聞いております。

秋山委員 第3条(2)教育、学習に関する相談とありますが、今後、不登校支援や発達を含む様々な相談や、いろんなかたちの機能が教育センターには求められると思います。このへんの保護者や子どもたちへの相談業務の充実もご検討いただけたらと思います。

池永教育長 他にいかがでしょう。

各委員 質疑なし

池永教育長 質疑なしと認めます。  
それではお諮りいたします。  
議案第23号「交野市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について」原案のとおり決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

池永教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会において可決されました。  
以上をもちまして令和7年第10回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_